

(第一類 第八号)

衆議院農林水産委員会議録 第四号

(一〇八)

平成十九年三月十五日(木曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長

西川 公也君

理事

岩永 峰一君 理事

理事

近藤 基彦君 理事

理事

並木 正芳君 理事

理事

松木 謙公君 理事

理事

赤城 德彦君 理事

小里 泰弘君 理事

岡本 芳郎君 理事

中川 泰宏君 理事

西銘恒三郎君 理事

北村 茂男君 理事

坂井 学君 理事

西銘恒三郎君 理事

伊藤 孝君 理事

小野 次郎君 理事

木原 誠二君 理事

斎藤斗志二君 理事

杉田 元司君 理事

桂子君 理事

鳩山 邦夫君 理事

木原 誠二君 理事

坂井 学君 理事

西銘恒三郎君 理事

廣津 素子君 理事

福田 良彦君 理事

御法川信英君 理事

渡部 篤君 理事

黄川田 徹君 理事

佐々木隆博君 理事

仲野 博子君 理事

山田 正彦君 理事

農林水産大臣政務官

農林水産大臣政務官

厚生労働省大臣官房審議官

政府参考人

農林水産省消費・安全局長

町田勝弘君

桂子君

利勝君

松岡山本桂子君

永岡桂子君

福井桂子君

桂子君

桂子君</p

そのように決しました。

○西川委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。小野次郎君。

○小野(次)委員 おはようございます。また、松岡大臣、連日お疲れさまでございます。

きょうは、党派を超えて、国民的関心が極めます。

最初は、この法案に関する一般的な質問でござりますけれども、今大臣もおっしゃられた通り、簡素で効率的な政府を目指して行政改革を進め、その一環だろうと思うのでございますが、今回、見直しの結果、検査関係の三法人を統合することによって、本当に見かけだけでなく、実質的にも役員、職員の数とか予算などについてどのように合理化が進められるのか、伺いたいと思います。

あわせてですが、それは本部部局も当然でございますけれども、地方の組織、地方の事務所の組織についても統合が行われるのかどうか、合理化が行われるのかどうか、お伺いしたいと思います。○町田政府参考人 お答え申し上げます。

具体的に申し上げますと、役員数につきましては、統合前の五法人の合計二十三名でございましたが、統合後は十三人に削減することとなります。

また、職員数でございますが、簡素で効率的な

政府を実現するための行政改革の推進に関する法

律に従いまして、業務運営に支障を来さないよう

配慮しながら、統合後の中期目標期間中に平成十

八年一月一日における常勤職員数を基準として五%削減することとしております。

運営経費につきましても、管理部門等の要員の合理化、業務の重点的な実施等によるコスト削減に努めますとともに、こういったことによりまして、人件費を含めまして運営費交付金の効率化の目標を定め、統合後の目標期間中に適切に削減していくこととしております。

組織体制についてもお尋ねがございましたが、効率的かつ効果的な運営を確保する観点から、管

理部門、これは一体化を図りますとともに、現在

在、三本部十二地方組織ありますが、これを一本

部五地方組織に再編統合するといったことで、統合のメリットをきちっと出していきたいと思っております。

○小野(次)委員 私も役人を長くやっていたといふ経験から、そういう改革が行われた際に、どうしても役所というのは、実質的には焼け太りとか、いろいろ潜り込ませたりする方法がないわけではないんだと思いますけれども、ぜひ、その運用、実行においても、法改正をしてまで合理化、統合を進めようとしている趣旨が本当に体現できるような、そういう施策を進めていただきたく思います。

きょうの私のこれから質問でございたいと思うのは、杉花粉、花粉症の問題でございます。

今回のこの三法人の統合によります合理化の効果を出す観点から、統合時におきます役員数の削減を行いますとともに、統合法人の中期目標等において運営経費等の計画的な削減に努めること、こういったことを盛り込む方向で今検討しているところでございます。

具体的に申し上げますと、役員数につきましては、統合前の五法人の合計二十三名でございましたが、統合後は十三人に削減することとなります。

また、職員数でございますが、簡素で効率的な

政府を実現するための行政改革の推進に関する法

律に従いまして、業務運営に支障を来さないよう

配慮しながら、統合後の中期目標期間中に平成十

題だらうと思うわけでございます。

私自身も、朝、目が覚めるのは、目覚ましで目が覚めるんじゃなくて自分のくしゃみで目が覚めたりしますし、また、ティッシュが近くにないとハンカチではなをかんだりすると、家内から汚いと家に帰つてから怒られたりすることもあるんですけど、だれもが、どんな人でもそういう不快感と

いうか非常に悩んでいるということについて、政

府というか行政はどういう対応をとっているかと

いうことをお伺いしていきたいと思うわけでござ

ります。

そこで、今回の統合法案にも関係いたしますけ

れども、林木育種センターが開発してきた無花粉

杉の開発状況、花粉の少ない杉と無花粉杉と両方

あるようですけれども、きょうは特に無花粉杉の

開発状況及び完成度、どれくらい実用化というん

ですか、工業製品じやないんだけれども、使える

ようになつていいのかとの状況について

お伺いしたいと思います。

○辻政府参考人 お答えいたします。

林木育種センターでは、花粉発生源対策の一環

といたしまして、今先生のお話がございました無

花粉杉あるいは花粉の少ない杉等の新品种の開発

に都道府県と連携して取り組んでいるところでございまして、遺伝的に花粉を全く生産しない特性

を持つ無花粉杉、これにつきまして、寒春という

品種名でございますけれども、一種類開発をいた

したところでございます。それから、花粉の少ない杉につきましては百二十一品種を開発しているところでござります。

○宮坂政府参考人 お答え申し上げます。

まず、我が国の杉花粉症の現状でござります

が、財團法人日本アレルギー協会というところが

ございまして、この二〇〇一年の全国調査により

ますと、杉花粉症の有病率は、三歳から七十九歳

までの国民の間で、全国平均では約一二%という

報告をされております。

地域別でございますが、地域別では、実は東海

地方が二八・七%と最も高い状況になつております。

一方、杉が少ない北海道とか沖縄では、北海

道では四・八%、沖縄では二・七%と少ない状況

になつております。

諸外国の関係でございますが、花粉症につきま

しては、各國の植物の生育状況によりまして、杉

の花粉だけではなくいろいろな原因物質が今あ

りますので、現段階で、杉花粉症の患者数に関する国際的なデータはないという状況でございま

す。

○小野(次)委員 今、比較できる外国の方のデー

タはないというふうにお答えがございましたけれ

ども、私自身もヨーロッパに五年ほど暮らしましたけれども、そもそも、人の話のうわさになる、

話題になることとして、杉花粉症なんという話は

出たことがないんですね。ですから、多分、そ

う大きな話題になつてないんだろうと私は思

うわけでございます。

そこで、今回の統合法案にも関係いたしますけれども、林木育種センターが開発してきた無花粉

杉の開発状況、花粉の少ない杉と無花粉杉と両方

あるようですけれども、きょうは特に無花粉杉の

開発状況及び完成度、どれくらい実用化というん

ですか、工業製品じやないんだけれども、使える

ようになつていいのかとの状況について

お伺いしたいと思います。

○辻政府参考人 無花粉杉の発春につきまして

は、現在、採穂園であるとか、こういうところの

台木の生産、これは接ぎ木でそういう台木を生産

しているわけでございまして、十八年の十二月現

在で二百三十本を台木として生産しているとい

うところでございまして、この後、この台木を活用

いたしまして、短期間に大量の苗木増殖が可能な

組織培養、これは芽の部分を組織培養するとい

ことで苗木の生産を図つてまいりたいというふう

○小野(次)委員 何か、なかなか手間がかかると

○小野(次)委員 私は、これはある意味でビッグ

○小野(次)委員 それでは、何か二階から目撲と

○小野(次)委員 実験室の中で技術の専門家が何とかこうやっていますという話を私は聞いているんじやなくて、それをその花粉症対策にどうやつて役立てていくのかということをきょうは聞きたいくて伺っているので、ぜひ、事務の方もそういう問題意識で聞いているんだということを

だつて、全国的にもうわかつてゐるんぢやないんですか。東京なら東京にどこから飛んでくるかと、いう調査は時間がかかるのかもしれません、杉が日本じゅうのどこに多く植わつてゐるのかと、うのはもうおおむね把握できているんだと思うので、ちょっとと今の、まず調査してからみたいな話は、こゝへ、そこへ、そこへ、と、

いるわけです。

万ヘクタールの話に対して何百ヘクタールで対応するというのでは、私ら、ここにいる人間がかなり長寿で暮らしても、その間に目に見えた軽減改善が図られるめどが立っていないことだと思うんですよ。

だれでもわかることですけれども、木材というのは、五十年とか六十年とかですよね、一本の苗木が切り倒されてまた次の世代に変わっていくこと。そういう長い時間の中で、毎年、当然、植え替えというか切った後にまた植えていくんだと思うんですね。そういう毎年毎年必要になっている量の中で、一体この無花粉杉といふのはどれぐらいの割合に今なりつつあるのか、その状況をもう一遍伺いたいと思います。

○辻政府参考人 今、苗木を生産いたしましてそれを山で植える段階ということになりますと、無花粉杉ではなくて、花粉の少ない、その苗木を生産しているといったような状況でございまして、無花粉杉につきましては、先ほど言いましたように、採種園を造成してこれから苗木を生産していく

ば、ああそうですかと、いうふうに言えない部分がござります。

私が思うのに、今、長官も、都道府県の協力も得ながらと最初おつしやったように思いますけれども、やはり全国の自治体だとあるいは民間企業なんかにも、それがボランティアというのではなくてビジネスとしても参加してもらつてでも、全国的に、国民運動的に、無花粉杉が一番いいと思いますけれども、花粉の少ない杉、もしくはその植生自体を杉から違うものに変えていくといふことについて、そのエネルギーを 参加させるべきだ、促進していくべきだと思つますが、それについて、そういう動きがあるのかどうか、そういう考え方があるのかどうか、お伺いしたいと 思います。

りすれば医療費の負担にもなるわけでござりますから、その潜在的な負担を考えれば、これを少なくしていく、予防していくために、発生源対策の面に限つて言つても、それを少なくしていくという努力は大変大きな可能性を含んでる、やらなければいけない部分が多いというふうに思うわけでございます。

やはり一般市民として関心があるのは、では、一体何年待つたら毎年の春先の不快な現象といつものが改善されるのか、軽減されるのかということだと思います。今後、林野庁として、この花粉症の発生源対策にどのように取り組んでいくのか、もう一度お伺いしたいと思います。

○辻政府参考人 林野庁といたしましても、この

無花粉杉の苗木の生産がしばらくかかるということで、現時点では、花粉の少ない杉の生産量を増大していくこと、もう一つは、十八年から二十年度にかけて、どういうところが花粉の発生源か、こういう地域の推定をする調査をやってございまして、ここで花粉の発生源地域だというのがある程度推定できれば、この地域を重点的に、一つは、花粉の少ない杉を植えていく、それからもう一つは、雄花の着花量の多い杉について間伐をしていく、それから広葉樹林化を図っていく、こういったことにつきまして、ボランティアの方たちとも連携をしながらやってまいりたいというふうに考へて、いろいろとございまます。

○辻政府参考人 一つは、花粉の少ない杉の生産技術につきまして、今までは、採穂園を造成してそれから苗木を生産して山で植えるという形をとつていただけでござりますけれども、極小の穂から挿し木をするという技術開発を今やつてございまして、これの技術につきまして苗木生産業者に普及をしてまいりたいというのを一つ考えてございますし、ボランティアだと企業だとか、こういうところにつきましては、緑の募金のところで、限定型の緑の募金ということで、これにつきましては、花粉の少ない杉を植えるということのために緑の募金を使うということと、十九年度予算で、ボランティアの人たちの参加を得て花粉の少ない杉を植えるということについて予算を計上しているところでございます。

くらいいの目標年次でこういうふうにやつていただきたいというのを言えればなかなかいいんですけれども、といいますのは、全国に杉の人工林は四百五十万ヘクタールございます。今、花粉の少ない杉の苗木の生産を、平成一十八年度で百万本強の生産をやつて、いこうというふうに思つてございますけれども、植栽本数からいくと、植えることができる面積というのには非常に、何百ヘクタールにしかならないというふうに思つてございまして、先ほど御説明いたしましたように、花粉の発生源の地域を推定いたしまして、この地域を重点的に、花粉の少ない杉を植えたり、あるいは雄花の多い杉を間伐してみたり、それから広葉樹林化を図つていきたい、こういう取り組みをいたしたいと、思つてございます。

大臣も若干は花粉症に似た症状がおありだといふことなんですが、間違いないですか。（松岡国務大臣）「はい、そうです」と呼ぶ。それでは、話が早いというか、ぜひ率直にお伺いしたいと思うんですけれども、このままではいつになつたら、目に見ええて花粉が減少したとか症状が軽くなると実感できるか、めどが立たないわけでござります。ぜひ数字とか期限を示した花粉症対策、中でも、国民が効果を実感できる、そういう目標をちゃんと示した発生源対策の計画を策定して、きのうからお伺いしていると、「林野庁」というのはできないんですねよという話もよくわかりますけれども、大臣にも今からお伺いしますけれども、関係省庁とも連携して、総合的にこんな対策をメニューのようになっていますよというのではなくて、

される。それから、その成分には硫黄がほとんど含まれていない。だから、有害ガスの発生が少ない。それから、燃やした後の灰はそのままそっくり無機質肥料として土壤に還元することができます。それから、木材を加工して、製材をしたりした切れ端。それから残った木材等については、そのまま有効に利用できる。それから、価格が海外情勢などの外的要因に左右されにくい。そんなさまざまなメリットがあると言われております。

国内でバイオ燃料を効率よく生産することができれば、これにこしたことはない。特に、資源エネルギー源の少ない日本では大変注目されるべき資源である、このように思っております。

先日、ブラジルの農牧大臣は、対日輸出を見込んで、エタノールの生産を拡大する用意があるというふうに表明されたと想われております。訪日された際に、日本政府にエタノール燃料の本格導入を促す考えを示したというふうに報じられる紙面がございました。

バイオ燃料の問題について、ブラジル農牧大臣との会談は、大臣との間でどのようなことが行われたのかということをまずお聞きしたいと思ひます。

統一、現在、バイオマス・ニッポン総合戦略推進会議を中心、国内生産の拡大に熱心に取り組んでおりますが、実用化段階ではバイオエタノールの所要量をどのように調達していくのかと、いうことを考えた場合に、日本だけで全量を貢とうよりも、輸入ということも検討しなければいけない、こんな状況も指摘されております。

所要量の確保とバイオエタノールの輸入の問題について、あわせて、大臣にお伺いをしたいと思ひます。

○松岡国務大臣 今、西先生から御指摘がございましたバイオ燃料のこととございますが、これはいろいろな角度があると思います。

まずは温暖化対策に資する、そして地球環境を守っていく、そのためには緑の原料をもとにしたクリーンなエネルギーとしてのバイオ燃料を拡大

していく。もう一つは、エネルギーの供給源の多角化を図っていく、エネルギー対策という点もあらうと思います。それからまた、そのことによって新たなエネルギー産業が起きて、これが農業を中心とした地域全体にも大きな雇用の効果、所得の効果をもたらしていく、地域活性化にもつながっています。

そこで、私ども日本といたしましても、これに大々的に積極的に取り組んでいく。安倍総理も、特にバイオ燃料の生産の加速化を図る、こういうことを大きな方針として柱にしておられます。それが受けまして、私ども、工程表をつくれといふ御指示をいただきまして、それから何ヵ月かはかかりましたが、各省庁に御協力をいただきまして、工程表を二月の二十七日に総理に御報告を申し上げたところでございます。

そして、そこでは二〇三〇年には六百万キロリットル、この六百万キロリットルというのは日本車のガソリンの使用量六千万キロリットルの一割に当たる、それを何としてもバイオの燃料で賄おう、こういう目標を立てたところでございます。まだまだ今現在は研究段階ということで、実際の実用化段階には入っておりませんが、十九年度には予算措置も拡充をいたしまして、実用化に向かって第一歩を踏み出そうということで取り組もう、こういうことになつた次第であります。

そこで、ブラジルのゲデス農牧大臣との会談はどうであったかということでお聞きますが、ブラジルは、このバイオ燃料、エタノールにつきましては、世界の一番先進国でありまして、ずっと以前からサトウキビを原料にしたエタノールを生産して、二五%をガソリンとまぜるというのをスタンダードにいたしまして、中には一〇〇%バイオ車というのもございますが、スタンダード二五%，これをいたしまして、それをもとに全車に及ぼしている、こういう一番のバイオエタノール燃料の先進国でございます。

そこで、いろいろ会談をいたしまして、お互に情報の交換というか、向こうは大先進国、こちら

はまだ今からとすることで、そういう程度の差はあるんですが、情報交換をいたしました。そこで、ブラジルの状況はよくよくお聞きをいたしましたし、我々の取り組みをどうやっていくかといふこともお話を申し上げ、今後、連携協力ををしていただきながら、我々もこれを進めていきたい、このような話をしたところでございます。

それから、今先生二番目にお尋ねの、輸入についてどうかということでおざいます。この点につきましても、これは世界の環境問題、温暖化対策ということになりますと、こういったバイオ燃料の分野を広げていくということは世界全体の方向でございます。アメリカも、二〇一七年にはエタノールでもつて一億三千万キロリットル、こういうことで、実に日本の二十二倍、日本は三〇年ですが向こうは二〇一七年で、二十二倍にも及ぶ生産をしよう、それにいろいろな意味であらゆる力を注ごう、こういう方針でございますし、世界全体がそういう方向に動いています。

そういう中で、日本としては、生産だけではなくて、当然、輸入ということを考えられるわけでございますので、この点については、経済産業省が主になると思いますが、条件の整備等を図りながら、条件の整備というのは税制の問題とか車にどれくらいの割合で使用するかとか、こういった条件が諸外国に比べてまだ整つておりません。

したがつて、経産省が中心になると思いますが、私どももこういった点については、原料で輸入する、製品で輸入する、いろいろあると思うんです。そういうことに向けて、今後、十分そのことを認識しながら、各省とも協議をして進めていくことになる、このよう思います。

○西委員 今、大臣の見識のある御答弁をいただきました。

石油関連製品のように、一たん燃やしてしまうとなかなかもとに戻らない、いわゆる循環しない、そういうエネルギー源に比べて、バイオマスというのは、再び土地に戻つて、そしてまた生え直るという循環ができる、これは環境にとっても大変重要な論点だと思います。さらに、日本では、バイオマス資源となる木がおかげでたくさん生産をしているという条件もありますので、やはりこのエタノール、バイオマス系の燃料を日本で独自に生産していく方法を、これから政府を挙げて確立していくように、お願いをしていきたいというふうに思います。

「独立行政法人森林総合研究所の中期目標期間に係る業務の実績に関する評価結果」という書類がございますが、平成十三年から十七年にかけて、外部資金の獲得状況の推移がそこで示されています。受託研究については、少しずつ伸びております。受託研究については、少しずつ伸びておりますが、最終的には平成十七年度九件の受託を受けたというふうにございます。どこから受けたのか、どの程度であつたのかということをお示しください。

つまり、これから独立行政法人としてひとり立ちしていくためには、外部資金をどれだけ導入できるかということがその独立行政法人の将来を決するところでございますので、どういう状況かといふことをお聞きしたいというふうに思います。

それから、総合研究所がつくった「木質資源を有効に利用するための新しい技術」と題するパンフレットをちょうどしました。研究所の職員に、こうした成果を例えれば材の会社、ハウスメーカーなどに営業する、せつかく立派な、そういう研究で種々の新しい方式を実験され、そして証明をされているんですが、それを売り出そうとする人はいるのだろうか。それから、実用化に向けた取り組みを具体的にどうしているのか。

先ほど質問もありましたけれども、研究ということがだけではこれからは社会的な責任を果たせないのではないか、こういう観点からの質問でございます。御答弁よろしくお願ひします。

○辻政府参考人 お答えいたします。

森林総合研究所における平成十七年度の民間等の受託研究でございます。先生のお話のように、

九件の委託になつてございまして、その委託元は、財團法人等の公益法人が五団体、それから県が二県、独立行政法人が一団体、特殊法人が一団体でございまして、受託金額につきましては約五千九百万ということになつてございます。

それから、森林総合研究所におきましては、研究開発の成果の実用化とその普及を促進するため、研究成果選集などの配布あるいはデータベースの提供等によりまして、その利活用の促進を図るとともに、実用化等のために住宅メーカー等との共同研究も行つております、外部資金の獲得にも努力しているところでございます。

○西委員 御説明いただきましたように、公益法人五件、県二県、独法、特殊法人、計九件ということで、まだまだ民間に対するアプローチが少ないんじゃないかな。いわゆる公との関係で受託研究を受けているという、言えば税金がぐるぐる回っている、こういう感じの印象が強いわけですけれども、せっかくの研究ですから、もっと民間にも十分アタックをしていっていただきたいと思います。

続きまして、生物多様性条約に基づく国家戦略に基づいて、林木、樹木に関することに関しても、林木育種センターが国内の絶滅危惧種の樹林を現場とそれから種子、遺伝子等で保存するという林木のジーンバンク、つまり種子をそのまま保存するということをやつております。この林木の育種センターが、これはどのような樹木を対象に保存をされているのかということをお聞かせ願いたいと思います。あわせて、この事業のメリット、将来についてどのような構想をされているのかなどについて、お伺いいたします。

○辻政府参考人 お答えいたします。

先生のお話の林木育種センターのジーンバンク事業でございますけれども、これにつきましては、林木の育種事業を行う上で必要な樹木を対象としたしまして、その収集、特性評価、保存、増殖、提供等を行つているところでございます。

具体的には、絶滅の危機に瀕している種等の希少あるいは貴重な林木遺伝資源を対象に、平成十三年度から平成十七年度までに、種子それから花粉、苗木の状態で七千五百六十点を収集しているところでございます。

このようなジーンバンク事業は、貴重な遺伝資源が滅失することを防ぐとともに、多様な林木育種ニーズに対応した新品种を開発すること等に大きな役割を果たしているところでございます。また、ジーンバンク事業で得たノウハウを活用いたしまして、天然記念物や巨樹、名木等の樹木を対象に、所有者等の要請により後継樹、クローニングを無料で増殖するサービス、林木遺伝資源一〇番というふうに称してございますけれども、これを平成十五年十二月から開設をしておりまして、高齢等で衰弱し枯損の危機にあった巨樹等について、平成十六年度末現在で四十八件の里帰りが行われているところでございます。

○西委員 充実した事業をお願いしたいと思います。続きまして、私ども公明党は、先日、少し紹介しましたけれども、農山漁村地域の再生とともに、安全で安心な農作物の提供体制を構築するということを農林水産政策の大きな柱として掲げさせていただいております。

続きまして、私も公明党は、先日、少し紹介しましたけれども、農山漁村地域の再生とともに、安全で安心な農作物の提供体制を構築するということを農林水産政策の大きな柱として掲げさせていただいております。

安全で安心な農作物の提供体制を構築するためには、環境保全型の農業を推進する、そして生産、加工、流通という全体を通して安全性を確保する向上のための人材の育成、さらには、今までのノウハウを結集いたしまして分析技術の開発に一体的に取り組むこと、さらには、いろいろと国内で子組み換え体の流通が判明した、そういうような緊急時におきましては、総力を結集いたしまして迅速な検査または原因の究明を行なう、こういったようなことが可能になるのではないかということが考えております。

こうした効果的な業務運営をやりますれば、御指摘いただいたような人事交流ですとか情報の共有化といったことも進むと考えております。

つきましては大いに評価をさせていただきたいと思います。

今まで、農業だけ、肥料だけという目で見てきましたものが、組織の交流それから情報の交換等により全体観に立つて物を見ることができるようになつた、このことによって検査の見直しなんかに思ひます。

○西委員 一分早いんですが、これで終わらせていただきます。

つながつていけばいいというふうに思つております。最終的には、その食べ物を口にする我々の安全ということに一つの集約点があるんだというふうに考えておりまして、組織の名称に安全という名称も今回入ることによって、実質的な意義を持たせることになったというふうに考えております。

今回のこの統合によりまして、横断的な人事交流、それから情報が共有化され、そしてそれがファイードバックする組織づくりをぜひともやつていただきたい、こう考えておりますが、御見解をお願いいたします。

○町田政府参考人 お答え申し上げます。

統合後の農林水産消費安全技術センターでございますが、御指摘いただきましたように、農場から食卓に至るまでの一連の過程を対象に検査等の業務を実施するということでございます。

統合のメリットは、というお尋ねでございますが、幾つかあるわけございますが、例えば、スケールメリットを生かしました検査、分析能力の向上のための人材の育成、さらには、今までのノウハウを結集いたしまして分析技術の開発に一体的に取り組むこと、さらには、いろいろと国内で安全性の観点から承認がされていないような遺伝子組み換え体の流通が判明した、そういうような緊急時におきましては、総力を結集いたしまして迅速な検査または原因の究明を行なう、こういったようなことが可能になるのではないかということが考えております。

すなわち、昨今の台風等による大雨災害に見られるように、甚大な自然災害が多発していること、また、農業をめぐる国内外の情勢の変化に対応し、特殊土壤地帯においても地域の特色を生き残るため改善がなされ、地域住民の生活向上に貢献してきたところですが、同地帯の現状は必ずしも満足すべき状態にあるとは言えないのです。今日まで半世紀以上にわたるこれら事業により、特殊土壤地帯における災害防除と農業振興の両面において改善がなされ、地域住民の生活向上に貢献してきたところですが、同地帯の現状は必ずしも満足すべき状態にあるとは言えないのです。

これらの課題に対応し、特殊土壤地帯の振興を図つていくためには、引き続きこれら事業を強力に推進していく必要があります。

○西川委員長 次に、農林水産関係の基本施策に関する件について調査を進めます。

この際、特殊土じよう地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案起草の件について議事を進めます。

本件につきましては、理事会等において協議いたしました結果、お手元に配付いたしておりますとおりの起草案を得ました。

本件につきましては、理事会等において協議いたしました結果、お手元に配付いたしておりますとおりの起草案を得ました。

○西川委員長 次に、農林水産関係の基本施策に

6 農林水産消費安全技術センターの施行日を含む中期目標の期間における業務の実績についての通則法第三十四条第一項の規定による評価は、肥飼料検査所等の施行日の前日を含む中期目標の期間における業務の実績を含めて行うものとする。
7 肥飼料検査所等の平成十九年三月三十一日に終わる事業年度に係る通則法第三十八条及び第三十九条の規定により財務諸表等に関し独立行政法人農林水産消費安全技術センター法(平成十一年法律第百八十三号)第十条並びに附則第六条の二第一項及び第二項」とする。
8 肥飼料検査所等の平成十九年三月三十一日に終わる事業年度における通則法第四十四条第一項及び第二項の規定による利益及び損失の処理に係る業務は、森林総合研究所が行うものとする。
9 前項の規定による処理において、通則法第四十四条第一項及び第二項の規定による整理を行つた後、同条第一項の規定による積立金があるときは、当該積立金の処分は、施行日の前日において林木育種センターの中期目標の期間が終了したものとして、森林総合研究所が行うものとする。
10 第一項の規定により肥飼料検査所等が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

（農林水産消費安全技術センターへの出資）
第四条 前条第一項の規定により農林水産消費安全技術センターが肥飼料検査所等の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、農林水産消費安全技術センターが承継する資産の価額(同条第九項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧肥飼料検査所法第十二条第一項又は旧農業検査所法第十二条第一項の規定による承認を受けた金額があるときは、当該金額に相当する金額を除く。)から負債の金額を差し引いた額は、政府から農林水産消費安全技術センターに対し出資されたものとする。この場合において、農林水産消費安全技術センターは、その額により資本金を増加するものとする。
2 前項に規定する資産の価額は、施行日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。
3 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。
（農林水産消費安全技術センターによる国有財産の無償使用）

第五条 国は、この法律の施行の際現に肥飼料検査所に使用されている国有財産(国有財産法昭和二十三年法律第七十三号)第二条第一項に規定する資産の価額(同条第九項の規定によりなおその効力を有するものとする)とあるのは、政令で定める。
6 森林総合研究所の施行日を含む中期目標の期間における業務の実績についての通則法第三十条第一項の規定による評価は、林木育種センターの施行日の前日を含む中期目標の期間における業務の実績を含めて行うものとする。
7 森林総合研究所の施行日を含む中期目標の期間における業務の実績についての通則法第三十条第一項の規定による評価は、林木育種センターの施行日の前日を含む中期目標の期間における業務の実績を含めて行うものとする。
8 林木育種センターの平成十九年三月三十一日に終わる事業年度における通則法第四十四条第一項及び第二項の規定による利益及び損失の処理に係る業務は、森林総合研究所が行うものとする。
9 前項の規定による処理において、通則法第四十四条第一項及び第二項の規定による整理を行つた後、同条第一項の規定による積立金があるときは、当該積立金の処分は、施行日の前日において林木育種センターの中期目標の期間が終了したものとして、森林総合研究所が行うものとする。
10 第一項の規定により林木育種センターが解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

（林木育種センターの解散等）
第六条 独立行政法人林木育種センター(以下「林木育種センター」という。)は、この法律の施行の時ににおいて解散するものとし、次項の規定により国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、その時において独立行政法人森林総合研究所(以下「森林総合研究所」という。)が承継する。
2 この法律の施行の際現に林木育種センターが有する権利のうち、森林総合研究所がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、この法律の施行の時ににおいて国が承継する。
3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に必要な事項は、政令で定める。
4 林木育種センターの平成十九年三月三十一日に終わる事業年度における業務の実績についての通則法第三十二条第一項の規定による評価は、森林総合研究所が受けるものとする。この場合において、同条第三項の規定による通知及び勧告は、森林総合研究所に對してなされるものとする。
5 森林総合研究所の施行日を含む中期目標の期間に係る通則法第三十三条の規定による事業報告書の提出及び公表は、林木育種センターの施行日の前日を含む中期目標の期間に係る同条の事業報告書に記載すべき事項を含めて行うものとする。
6 森林総合研究所の施行日を含む中期目標の期間における業務の実績についての通則法第三十条第一項の規定による評価は、林木育種センターの施行日の前日を含む中期目標の期間における業務の実績を含めて行うものとする。
7 前条第一項の規定により森林総合研究所が林木育種センターの権利及び義務を承継したときは、その承継の際、森林総合研究所が承継する資産の価額(同条第九項の規定によりなおその効力を有するものとする)とあるのは、政令で定める。
8 林木育種センターの平成十九年三月三十一日に終わる事業年度における通則法第四十四条第一項及び第二項の規定による利益及び損失の処理に係る業務は、森林総合研究所が行うものとする。
9 前項の規定による処理において、通則法第四十四条第一項及び第二項の規定による整理を行つた後、同条第一項の規定による積立金があるときは、当該積立金の処分は、施行日の前日において林木育種センターの中期目標の期間が終了したものとして、森林総合研究所が行うものとする。
10 第一項の規定により林木育種センターが解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

その効力を有するものとして読み替えて適用される旧林木育種センター法第十二条第一項の規定による承認を受けた金額があるときは、当該金額に相当する金額を除く。(から負債の金額を差し引いた額は、政府から森林総合研究所に対し出資されたものとする。この場合において、森林総合研究所は、その額により資本金を増加するものとする。

附則第四条第二項及び第三項の規定は、前項の資産の価額について準用する。

(林木育種センターの職員から引き続さ森林総合研究所の職員となつた者の退職手当の取扱い)

第八条 森林総合研究所は、施行日の前日に林木育種センターの職員として在職する者(独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省

関係法律の整備に関する法律(平成十八年法律第二十六号)以下この条において「整備法」とい

う。(附則第四条第一項の規定の適用を受けた者に限る)で引き続いて森林総合研究所の職員となつたものの退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の国家公務員退職手当

法(昭和二十八年法律第百八十一号)第一条第一項に規定する職員(同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む)としての引き続いた在職期間を森林総合研究所の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。ただし、その者が整備法の施行の日以後に林木育種センターレを退職したことにより退職手当(これに相当する給付を含む)の支給を受けているときは、この限りでない。

2 施行日の前日に林木育種センターの職員として在職する者(整備法附則第四条第一項の規定の適用を受けた者に限る)が、引き続いて森林総合研究所の職員となり、かつ、引き続さ森林総合研究所の職員として在職した後引き続いて国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員となつた場合におけるその者の同法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続

期間の計算については、その者の整備法の施行の日以後の林木育種センターの職員としての在職期間及び森林総合研究所の職員としての在職

期間を同項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が整備法の施行の日以後に林木育種センター又は森林総合研究所を退職したことにより退職手当(これに相当する給付を含む)の支給を受けているときは、この限りでない。

(独立行政法人肥飼料検査所法等の廃止)

第九条 次に掲げる法律は、廃止する。

一 独立行政法人肥飼料検査所法

二 独立行政法人農業検査所法

三 独立行政法人林木育種センター法

(独立行政法人林木育種センター法の廃止に伴う経過措置)

第十条 林木育種センターの役員又は職員であつた者に係るその職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない義務については、施行日以後も、なお従前の例による。

(農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部改正)

第十四条 農業取締法(昭和二十三年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「独立行政法人農業検査所」を「独立行政法人農業安全技術センター」に、「検査所」を「センター」に改める。

第六条の二第二項、第十三条の二(見出しを含む)、第十四条第三項、第十五条の三(第二項、第十五条の五第一項第二号、第十五条の六(見出しを含む)及び第二十一条中「検査所」を「センター」に改める。

(農業取締法の一部改正)

第十五条 農業取締法(昭和二十五年法律第百七十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「独立行政法人農業検査所」を「独立行政法人農業安全技術センター」に、「検査所」を「センター」に改める。

第六条の二第二項、第十三条の二(見出しを含む)、第十四条第三項、第十五条の三(第二項、第十五条の五第一項第二号、第十五条の六(見出しを含む)及び第二十一条中「検査所」を「センター」に改める。

(農業取締法の一部改正に伴う経過措置)

第十六条第二項中「独立行政法人農業水産消費安全技術センター」を「独立行政法人農業水産消費安全技術センター」に改める。

第二项、第三项までの規定、第三十一条第四項、第六号及び第八号、第三十三条の六(見出しを含む)並びに同条第一項

む)並びに第四十一条中「検査所」を「センター」に改める。

(肥料取締法の一部改正に伴う経過措置)

第十三条 施行日前に前条の規定による改正前の肥料取締法(次項において「旧肥料取締法」という)の規定により肥料取締所に行わせた調査その他の行為は、同条の規定による改正後の肥料取締法(次項において「新肥料取締法」という)の相当規定に基づいて、農林水産消費安全技術センターに行わせた検査とみなす。

第六条第一項中「独立行政法人肥飼料検査所」を「独立行政法人農業水産消費安全技術センター」に、「検査所」を「センター」に改める。

第二项、第三项までの規定、第三十一条第四項、第六号及び第八号、第三十三条の六(見出しを含む)並びに同条第一項

む)並びに第四十一条中「検査所」を「センター」に改める。

(飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の一部改正)

第十六条 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)の一

部を次のように改正する。

第五条第一項中「独立行政法人肥飼料検査所」を「独立行政法人農業水産消費安全技術セン

ター」に、「検査所」を「センター」に改める。

第六条第一項、第十条(見出しを含む)、第

二十二条第一項第五号、第五十三条(見出しを含む)、第五十七条(見出しを含む)及び第六项、第六十二条(見出しを含む)並びに第七十三条中

「検査所」を「センター」に改める。

(飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の一部改正)

第十七条 施行日前に前条の規定による改正前の飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法

律(次項において「旧飼料安全法」という)の規定により肥飼料検査所が行った検定又は調査

は、同条の規定による改正後の飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(次項におい

て「新飼料安全法」という)の相当規定に基づいて、農林水産消費安全技術センターが行った検

定又は調査とみなす。

2 施行日前に肥飼料検査所に対してされた旧飼

料安全法第二十二条第一項第五号(旧飼料安全法第三十条第三項において準用する場合を含む)に該当する行為は、新飼料安全法第二十二

条第一項第五号(新飼料安全法第三十条第三項において準用する場合を含む)に該当する行為

とみなして、新飼料安全法第二十二条第一項(新飼料安全法第三十条第三項において準用す

る場合を含む)の規定を適用する。

(地力増進法の一部改正)

第十八条 地力増進法(昭和五十九年法律第三十

四号)の一部を次のように改正する。

第一類第八号 農林水産委員会議録第四号 平成十九年三月十五日

<p>第十七条の見出し中「検査所」を「センター」に改め、同条第一項中「独立行政法人肥飼料検査所」を「独立行政法人農林水産消費安全技術センター」に、「検査所」を「センター」に改める。</p> <p>第十八条(見出しを含む)及び第二十五条中「検査所」を「センター」に改める。</p> <p>(遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律の一部改正)</p> <p>第十九条(遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成十五年法律第九十七号))の一部を次のように改正する。</p> <p>第二十条(農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)</p> <p>第二十一条(施行日前にした行為及び附則第十条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(政令への委任))</p> <p>(国家公務員共済組合法の一部改正)</p>	<p>第二十三条 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)の一部を次のように改める。</p> <p>別表第三独立行政法人林木育種センターの項を削る。</p> <p>(林業種苗法の一部改正)</p> <p>第二十四条 林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第三十一条第一項中「独立行政法人林木育種センター」を「独立行政法人森林総合研究所」に改める。</p> <p>(食品安全基本法の一部改正)</p> <p>第二十五条 食品安全基本法(平成十五年法律第百四十八号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第二十七条第三項中「独立行政法人農林水産消費安全技術センター」を削り、「独立行政法人肥飼料検査所、独立行政法人農業検査所」を削る。</p> <p>(農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)</p> <p>第二十八条(農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正するための農林水産省関係法律の整備に関する法律の一部改正)</p> <p>第二十九条(農林水産省関係法律の整備に関する法律の一部を改正するための農林水産省関係法律の整備に関する法律の一部改正)</p> <p>第三十条第一項中「あつ旋し」を「あつせんし」に改める。</p> <p>(農林水産設置法の一部改正)</p>
<p>第二十三条 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)の一部を次のように改める。</p> <p>別表第三独立行政法人林木育種センターの項を削る。</p> <p>(林業種苗法の一部改正)</p> <p>第二十四条 林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第三十一条第一項中「独立行政法人林木育種センター」を「独立行政法人森林総合研究所」に改める。</p> <p>(食品安全基本法の一部改正)</p> <p>第二十五条 食品安全基本法(平成十五年法律第百四十八号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第二十七条第三項中「独立行政法人農林水産消費安全技術センター」を削り、「独立行政法人肥飼料検査所、独立行政法人農業検査所」を削る。</p> <p>(農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)</p> <p>第二十八条(農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正するための農林水産省関係法律の整備に関する法律の一部改正)</p> <p>第二十九条(農林水産省関係法律の整備に関する法律の一部を改正するための農林水産省関係法律の整備に関する法律の一部改正)</p> <p>第三十条第一項中「あつ旋し」を「あつせんし」に改める。</p> <p>(農林水産設置法の一部改正)</p> <p>第五条 農林水産設置法(平成十一年法律第九十八条)の一部を次のように改正する。</p> <p>附則第三項の表平成十九年三月三十一日の項の次に次のように加える。</p> <p>平成二十四年三月二十一日</p> <p>平成二十四年三月二十一日</p> <p>特殊土壤地帯(特殊土壤地帯災害防除及び振興臨時措置法(昭和二十七年法律第九十六号)第一条第一項に規定する特殊土壤地帯をいう。)の災害の防除及び振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。</p> <p>平成二十四年三月二十一日</p> <p>平成二十四年三月二十一日</p> <p>特殊土壤地帯(特殊土壤地帯災害防除及び振興臨時措置法(昭和二十七年法律第九十六号)第二条第一項の特殊土壤地帯をいう。)の災害防除及び振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。</p> <p>平成二十四年三月二十一日</p> <p>平成二十四年三月二十一日</p> <p>特殊土壤地帯(特殊土壤地帯災害防除及び振興臨時措置法(昭和二十七年法律第九十六号)第二条第一項の特殊土壤地帯をいう。)の災害防除及び振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。</p>	

(国土交通省設置法の一部改正)

第六条 国土交通省設置法(平成十一年法律第百号)の一部を次のように改正する。
附則第二条第一項の表平成十九年三月三十日の項を削り、同表平成二十一年三月三十日の項
の次に次のように加える。

平成二十四年三月三十一日	特殊土壤地帯(特殊土壤地帯災害防除及び振興臨時措置法(昭和二十七年法律第九十六号)第二条第一項に規定する特殊土壤地帯をいう。以下同じ。)の災害の防除及び振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
平成二十四年三月三十一日	特殊土壤地帯災害防除及び振興臨時措置法

附則第十条第一項の表平成十九年三月三十日の項中「平成十九年三月三十日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める。

理由

特殊土壤地帯災害防除及び振興臨時措置法に基づく対策事業を引き続き強力に実施して、所期の目的を達成するため、同法の有効期限を更に五年延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費
本案施行に要する経費としては、平年度約二十一億円の見込みである。

平成十九年三月二十六日印刷

平成十九年三月二十七日發行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

〇